

## 特定管理口座約款

### (約款の趣旨等)

第1条 この約款は、特定口座を開設するお客様（以下「申込者」という。）が当社に開設される租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座について当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

### (特定管理口座の開設)

第2条 当社に特定口座を開設している申込者が特定管理口座の設定を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

### (特定管理口座における保管の委託)

第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

### (譲渡の方法)

第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

2 前項の規定にかかわらず、申込者が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に買い取りの注文を出すことができない場合があります。

3 前項の規定により、申込者が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことのできない場合には、申込者が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

### (特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の引出しがあった場合には、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

### (特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときは、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより、価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

### (契約の解除)

第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① 申込者から特定管理口座の廃止の届出があった場合。
  - ② 申込者から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき。
  - ③ 申込者が、出国により、居住者又は国内に恒久施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めるところにより特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。
  - ④ 申込者の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。
  - ⑤ 「大山日ノ丸の証券総合取引約款」第7章または、やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合により証券総合取引の全部が解約された場合には、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- 2 前項の規定に係らず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

### (合意管轄)

第8条 申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判を指定できるものとします。

### (約款の変更)

第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

#### 附 則

この約款は、平成26年1月1日から施行する

この改定は、平成28年1月1日から施行する

この改定は、平成31年1月1日から施行する